

# 「青梅市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成34年度)の策定に向けた提言」に対する行革推進プラン対応一覧

No.	提言内容	掲載の有無	【掲載あり】…取組項目名称 【掲載なし】…現在の取組内容等
1	申請文書、届け出文書等の様式の総点検による簡素化	あり	視点1・(1) 市民本位の行政サービスの推進・申請・届出書類の見直し
2	(申請書、届出様式) 市民による点検	あり	視点1・(1) 市民本位の行政サービスの推進・申請・届出書類の見直し
3	再資源化を進めるためのごみ収集区分・方法の更なる改善	なし	資源ごみの収集品目の追加および収集回数増などの見直しを行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 平成30年4月</li> <li>・ペットボトルの戸別収集回数の見直し</li> </ul> ペットボトルの戸別収集量が増加していることから収集回数を増やし、排出機会の拡大を図る。一方、収集量が年々減少している拠点回収は終了する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・陶磁器・ガラスの戸別収集の開始</li> </ul> 燃やさないごみとしての収集から、戸別収集に変更し更なる資源化を図る。
4	青梅市が収集・処理できないごみについて、収集・処理を検討し、難しい場合は、ごみの種類に応じて収集・処理できる専門事業者を紹介する窓口を設置する。	なし	有害性や危険性のある物、破砕が困難な物、運搬が困難な重量物等（以下、「適正処理困難物」という。）については、市の廃棄物処理施設では適正な処理が困難なため収集を行っておりません。これら適正処理困難物の処分について問い合わせがあった場合は、販売店や廃棄物処理業者、または、青梅資源リサイクル事業協同組合へ問い合わせるよう案内しています。 また、ホームページやハンドブックにおいても同様に記載し周知しています。 なお、市が収集・処理できないごみとしているパソコンについては、平成29年4月から開始した民間事業者との協定による使用済小型家電の自宅回収サービスの利用を案内しています。
5	総合病院利用者の立場にたち、新規患者の受付回数削減、予約順序の遵守・案内の明確化、薬剤支給の適正化、院外薬局の配置場所等の改善を図るべき。	なし	他院からの事前紹介患者は、直接地域医療連携室において受付することで回数を削減しています。 予約順序については、急患などが発生した場合、当該救急患者の治療を優先することで予約の順番を変更することもあります。また、予約時刻は、個々の患者の病態により診療時間がずれることもありますので、これらをご理解いただき、当日の診療を行っています。 案内については、外来各所に医療クラークを配置するなど、明確化に努めています。 薬剤支給は療養担当規則に基づき適正に行っています。 院外薬局については直接病院が運営できませんが、医薬分業による院外薬局のメリットは、どこでもお薬を処方してもらえること(自宅近くや出先など)です。また、待ち時間短縮につながることを考慮すると、色々な場所に配置されていることが望ましいと考えます。
6	空床対策として、産婦人科の部屋に他の重症患者が入らないよう配慮すべき。	なし	産婦人科の部屋に重症患者を入室させているのは、空床対策としてではありません。 産婦人科病棟は、妊産婦と婦人科系疾患の患者を収容する病棟であり、婦人科系疾患の中には重症者もいます。 なお、妊産婦と婦人科系疾患の患者を同室とすることはありません。
7	食事については、退院後の家庭生活の見本となるように献立を工夫すべき。	なし	病院食については、個々の体格や疾病に合わせた食事を提供しています。 患者さんには、退院後の食事も入院中の食事がお手本となりますので、良く確認して召し上がるようお話しています。 また、栄養指導の際には入院中の献立表をお渡ししています。
8	青梅市立総合病院と地域医療機関の役割分担を明確化するとともに、その役割を市民に周知する。	なし	西多摩保健医療圏の高度急性期医療は青梅市立総合病院が全面的に担っていくことが期待されています。そのため広報おうめ特集号の発行や地域医療機関の連携を通じ、当院の果たすべき役割について市民に周知しているところであります。また、青梅市総合病院は、地域の病院や診療所の支援を通じて、地域の医療機能の役割分担や連携を進めるための医療機能である地域医療支援病院として、平成29年度に承認されました。
9	第3次医療機関の枠にとらわれず、専門性の高い医療機関への搬送など、状況に応じた医療の連絡体制を構築すべき。	なし	青梅市立総合病院は、西多摩保健医療圏の高度急性期医療を全面的に担っていくことが期待されております。救急・災害医療、がん医療、循環器疾患医療、小児・周産期医療を中心に人的ならびに物的資源の充実に努めております。 しかし、高度急性期病院を維持していく中で、現在の病院の大きな問題点として、狭隘化した手術室機能があげられます。大手術に対応できる手術室が少ないため、手術が重なる可能性のある場合など、国立病院機構災害医療センターや都立多摩総合医療センターなど患者の紹介をおこなっております。また、ロボット手術や高度な専門医療が必要な場合は東京大学医学部付属病院や、東京医科歯科大学付属病院などを中心に患者の紹介を行うなど医療の連絡体制を構築しております。

「青梅市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成34年度)の策定に向けた提言」に対する行革推進プラン対応一覧

No.	提 言 内 容	掲載の有無	【掲載あり】…取組項目名称 【掲載なし】…現在の取組内容等
10	時代に応じた病院経営・医療が図られるよう、弁護士等の第三者が参加する「病院改革委員会」を設置すべき。	なし	病院の円滑な運営を図るため、病院事業管理者の諮問機関として、青梅市立総合病院運営委員会を設置しています。 この委員会は、病院利用者を代表するもの3人、学識経験者4人および関係行政機関の職員3人で構成されており、病院運営に関する事項を審議し、病院事業管理者へ具申を行っています。
11	防災活動、介護、ごみ収集方法などについて、自治会、市民活動団体との共催や協働による講習会を開催し、必要な知識・ノウハウを広めてくことが望まれる。	なし	各課で協働事業として、青梅市防災講演会や、防災リーダー講習会、生ごみたい肥化（ダンボールコンポスト）事業、認知症サポーター養成研修事業等を自治会や市民活動団体との協働で実施しています。また、自治会や市民活動団体の持つネットワーク、専門性、柔軟性を活かした事業を今後も拡充していくために、協働のパートナーとなるべき市民活動団体の基盤強化、各課に配置した協働推進員への研修等を実施し、市民協働の推進を図っています。  【防災】1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」に合わせ、防災に関する講演会を自治会連合会と共催により実施しています。
12	「青梅ブランド」となる商品開発プロジェクトの企画・支援	あり	<b>視点1・(2) 公民の協働による市政の推進・『「青梅ブランド」商品開発プロジェクトの支援』</b>
13	産業観光まつりの場を活用した地元優良品のコンクール（市長等の表彰実施）を開催する。	なし	産業観光まつりでは、青梅農産物共進会により農産物の品評会を実施し、都知事賞や市長賞等を設け、ステージ上で表彰を行っています。 同様に、青梅ブランドとなる商品開発プロジェクトの成果品の品評会や表彰式を産業観光まつり内で実施することは可能であり、開発支援の実施は平成30年度以降を予定しています。
14	顧客の誘致と販路の拡大などを通じ、地域資源を生かした産業振興を公民が協働して進めるべき。	なし	市内事業者と協働して、ふるさと納税協力事業者等地元製造業者の商品リスト、贈答品カタログを作成します。 新規顧客を確保するとともに、商工会議所等を通じ広域的に利活用することで販路拡大に結び付けていきます。
15	「おうめものづくり支援事業」の創業支援の制度改善による活用	あり	<b>視点1・(2) 公民の協働による市政の推進・「青梅ものづくり支援事業」の創業支援への活用</b>
16	外国人に対する子育て・教育、雇用、福祉、ごみ処理、防災等の生活支援	【子育て】あり	<b>視点1・(5) 子育てしやすい魅力的なまちづくり・外国人に対する子育て支援</b>
		【教育】なし	外国籍児童・生徒については、小・中学校への就学義務はないが、青梅市に転入し、保護者、児童・生徒が就学の希望がある場合は、編入学の手続きをしています。また、児童・生徒の日本語能力が低い場合は、日本語学校等を紹介し学校生活ができるよう対応を図っています。 なお、青梅市に転入し、就学希望の連絡がない場合でも、自宅訪問などをし、就学するよう説明し、教育を受けるよう努めています。
		【ごみ処理】なし	外国人に対するごみの分別や排出方法の周知については、ごみの分別方法を記載した「青梅市ごみ減量・資源リサイクルハンドブック」の、英語版・スペイン語版・中国語版・韓国語版・タイ語版を作成し、希望者に配布しています。 また、ごみの収集日を記載した「青梅市ごみ収集カレンダー」についても、上記5か国語の表記を入れ作成し、市内へ全戸配布しています。 さらに、ホームページでは、ごみとリサイクルに関する様々な情報をアクセシビリティに配慮したページを作成し掲載しており、これによりホームページの翻訳機能を利用し、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ドイツ語による閲覧が可能となっています。
		【防災】なし	平成27年3月に全戸配付した「青梅市民防災ハンドブック」の防災マップ（全図）部分に多言語を図り対応しています。 市ホームページ掲載の防災情報等について、ホームページ多言語表示機能により、外国人の方の利便性の確保を図っています。
17	公民の協働による外国人が住みやすく、訪れやすいまちづくり	あり	<b>視点1・(2) 公民の協働による市政の推進・公民の協働による外国人が訪れやすいまちづくり</b>
18	市民活動を育成・支援する組織（ボランティアセンター）の再構築を図る必要がある。	あり	<b>視点1・(2) 公民の協働による市政の推進・ボランティアセンターとの連携</b>

「青梅市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成34年度)の策定に向けた提言」に対する行革推進プラン対応一覧

No.	提言内容	掲載の有無	【掲載あり】…取組項目名称 【掲載なし】…現在の取組内容等
19	自治会未加入でもボランティアならできるとい世代、増えていく65歳以上の人たちが活躍できる場の提供。	なし	青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、ボランティア入門講座や、夏体験ボランティアなどの事業を実施しています。また、高齢介護課では、65歳以上の活躍の場として、シルバーマイスター制度を実施しています。
20	介護サービスなどは市だけで決めるのではなく、市民が支援の形や条件などのサービスづくりに参加することや、民間事業者と一体となり事業を実施することが必要。	なし	市長の付属機関として設置している「青梅市介護保険運営委員会」において、その委員に、市民からの公募委員や、事業者代表の委員も委嘱し、青梅市の介護保険の運営に関し、必要な事項を調査審議する当該委員会に出席し、議論に当たっています。 また、新しい総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の設計等について関わりを持つ生活支援体制整備事業の協議体を設置し、地域の実情の把握を行っていく予定です。
21	買い物難民対策として、自治会館駐車場等を活用した移動販売車の運行を行うなど、民間事業者と連携策が必要。	あり	<b>視点1・(2) 公民の協働による市政の推進・民間企業との連携による移動販売の拡充</b>
22	市民活動団体等との協働による婚活イベント等の開催による出会いの支援やマルシェと呼ばれるおしゃれな食品市場の開催など、若い世代に向けた取組が必要。	あり	<b>視点1・(2) 公民の協働による市政の推進・若い世代に対する出会いの場の支援</b>
23	契約の業者選定において、指名競争が多いことから、一般競争入札を推進するべき。	あり	<b>視点1・(3) 透明で公正な行政の確立・透明性の高い契約制度の推進</b>
24	市のホームページでの契約情報など、もっと市民に分かりやすく公開するべき。	あり	<b>視点1・(3) 透明で公正な行政の確立・透明性の高い契約制度の推進</b>
25	介護保険サービスの適正化のため、対応する窓口を明確化する必要がある。	なし	介護保険事業は多種の業務があり、それぞれの業務について、担当する係を明確にし、その係ごとにおいて適正に業務を進めています。
26	(介護保険サービスに関して) 必要に応じて専門家による検査の実施が必要。	なし	市の指定・指導権限のある「地域密着型サービス事業所」については、順次、指導検査を行っています。その中でサービスに関する部分は、東京都福祉保健財団の職員も同行し、適正な検査を行っています。
27	計画の達成状況などの確認指標が不明確であったり、根拠が曖昧な評価を行っているものや、分析が十分になされず公表される行政数値情報等もあることから、市民目線で分かりやすく納得できる数値項目を洗い出し、設定することにより、数字をもってその必要性・進捗を示すことが必要。	あり	<b>視点1・(4) 事務事業の見直し・地方公会計制度を踏まえた行政評価の実施</b>
28	窓口での市民への各種対応処理の標準的な時間を具体的に定めるとともに、サービスの質を落とすことなく処理速度の高速化に取り組むべき。	なし	窓口職場が行っている業務は証明書の交付から各種申請受付、相談業務など多種多様であり、特に相談、確認が伴うものについては、ケースごとに所要時間が異なることから、すべての業務において標準処理時間を定めることは難しい状況です。 しかし、単純な証明書等交付については、各課で検証を進めることにより、ある程度の標準処理時間の設定は可能と考えることから、そのような業務に対しては、各課において標準処理時間の設定し、処理速度の高速化を行うことにより、市民サービスを向上させることにつながると考えます。 ただし、標準処理時間の設定については、あくまでも作業を進めるうえでの指標でしかなく、標準処理時間の設定をプラン化することは馴染まないことから、推進プランの取組項目としては計画しないこととします。
29	外部委託も必要最小限にしてコストを削減することが必要。	なし	現在、各課が行っている業務の外部委託については、法令上の規制があるもののほか、特に法令の規制がないものについても、全ての業務を委託しているのではなく、あくまでも委託が可能な業務のみとしています。また、行政事務においては、一概に「外部委託＝コストアップ」というものではなく、職員が行うよりも外部委託することの方がコスト削減につながるものもあるため、今後も、各課において事務内容を精査し、コストの削減が図れる方法について検討していきます。
30	職員提案制度等を通じ、職員自ら仕事の進め方を考え、見直すことが大切。	あり	<b>視点1・(4) 事務事業の見直し・職員提案制度の活用</b>

「青梅市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成34年度)の策定に向けた提言」に対する行革推進プラン対応一覧

No.	提 言 内 容	掲載の有無	【掲載あり】…取組項目名称 【掲載なし】…現在の取組内容等
31	青梅市育英事業での給付型奨学金制度と市民による育英事業資金の寄付制度の創設	なし	平成18年度に青梅市行財政改革大綱実施計画にもとづき、奨学金の支給、融資制度の見直しを行い、奨学金の給付制度を廃止し、新たに市独自の貸し付け制度を追加するとともに、貸し付け限度額の拡大、連帯保証人要件の拡大、支給対象者の拡大等、利用者に対する利便性の向上を図りました。また、平成28年度から支給時期を3月に早めたこと、および奨学金との併用を可能とし、奨学金が有効に活用できるようにしました。 国では、大学生等を対象とする、返済不要の給付型奨学金の創設を平成29年度から開始、都では従来の都立学校の授業料の無償化に加え、私立学校の授業料の無償化を開始しており、今後とも国や都の動向を注視し、対応を図っていくこととします。
32	子育てひろば、保育所、学童クラブ、サタデースクール等の利用者の意向を踏まえた拡充	あり	<b>視点1・(5) 子育てしやすい魅力的なまちづくり・子育て支援の拡充</b>
33	保育所、学童クラブの待機児童0の目標	あり	<b>視点1・(5) 子育てしやすい魅力的なまちづくり・民間保育施設・学童保育所における待機児童の解消</b>
34	子育てアドバイザーの登録制度の創設	なし	子育て家庭の援助および地域での支え合いによる子育て機能の充実を図るため、育児の援助を受けたい者に対し、育児の援助を行いたい者が育児援助活動を行うためのサポートすることを目的とした、青梅市ファミリー・サポート・センター事業を行っています。 本事業は、子育て家庭の援助、地域での支え合いによる子育ての機能充実のため、育児援助を受けたい方と援助を行ないたい方がファミリー・サポート・センターに登録し、お互いの条件が合致した場合、保育所・学校等の送迎や子どもの預かりなどの育児援助活動を行なうものです。 対象とする児童の年齢は、概ね生後3か月から小学校6年生まで、児童を預かる(一時保育)場合は、原則として提供会員の居宅で行なうことになります。ただし、子どもが病気等のやむを得ないと認められるときは、利用会員の家庭で行なうことができます。
35	(子育て世帯の)市営住宅への優先入居枠の設定	なし	平成28年11月市営住宅空き室募集から、子育てファミリー向け住宅として市営吹上住宅を提供しています。(平成28年度 1戸、平成29年度 1戸)
36	公立教育において学力や進学に関する具体的な数値目標を定める。	なし	毎年、国や都が実施している学力調査の結果については、青梅市の児童・生徒の教科別正答率を国や都の平均と比較する資料「全国学力・学習状況調査」教科別正答分布図を作成し、広報おうめに掲載するとともに、毎年市の教育委員会ホームページに掲載していきます。 また、学力向上に対する対応として、「家庭学習のすすめ」を作成し、小学校1・3・5年生および中学1年生の保護者全員に配付しているほか、放課後や土曜日に補習事業を実施していきます。
37	子どもが自分の責任とアイデアで、制約なく遊ぶことにより、危ないものは危ないと学ぶことができるプレーパークのような空間をつくるのが大切。	なし	プレーパーク(冒険遊び場)は、野外での自由な「遊び」の中で得られる様々な体験や交流を通して、子どもたちに自主性や主体性、社会性およびコミュニケーション能力等を育むために必要なものと認識しております。 上記事項を踏まえると、プレーパークは子育て支援のためのこどもの居場所づくりや放課後子ども教室の拡充、子どもの健全な成長にかかる部分が大いなるものと思われます。また、遊び場については公園に限らず、広場、その他の自然環境が良好な場所であれば良いのではないかと捉えております。
38	都心への交通の確保として、JR等の関係機関に対し運行を取りやめるケースを限定するよう、西多摩地域広域行政圏協議会等を通じ、沿線自治体が連携し強く働きかける必要がある。	あり	<b>視点1・(6) 広域的な連携・西多摩地域広域行政圏協議会との連携</b>
39	バスは重要な交通手段であることから、本数を減らさず、バスを小型化して維持するなど、東京都等にさらなる要望を行うべきである。	なし	市民の交通手段として多額の公共負担を行ってバス路線や運行本数の確保に努めていることや、バス事業者には更なる経費の削減等、収支の改善を要請しております。 バス事業者によりますと、小型バスは、イニシャルコストやランニングコストについては、ともにほぼ差がないとのこと。また、全体の運行振り分けを行う際にも小型バスでは利用が限定されることから、管内全体のコスト削減にはつながらないとのこと。 バス事業者には引き続きバス路線や運行本数の確保要請を行うとともに、バスの利用促進に取り組むことがサービスレベルの維持、向上に必要であると捉えておりますので、引き続きバスの利用促進に取り組んでまいります。

「青梅市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成34年度)の策定に向けた提言」に対する行革推進プラン対応一覧

No.	提 言 内 容	掲載の有無	【掲載あり】…取組項目名称 【掲載なし】…現在の取組内容等
40	観光振興において、大多摩観光連盟との共同事業の開催など、西多摩地域が協力して積極的に取り組む必要がある。	あり	<b>視点1・(6) 広域的な連携・西多摩地域広域行政圏協議会との連携</b>
41	東京オリンピック・パラリンピックの機会をとらえ、外国人来日客を取り込む流れを作るべき。	なし	平成27年度に国内外の観光客が利用できる無料Wi-Fiを6か所のオープンスペースと154か所の店舗に設置しました。また、外国語観光案内看板を観光地に3か所設置しました。 平成28年度に実施した「青梅観光戦略創造プロジェクト」の中で、英語版の青梅市観光ガイドを作成し、成田空港、羽田空港、東京駅、新宿駅等に掲出しています。また、外国人のモニターツアーを実施しました。 平成29年度に多言語指差しシートの作成予定です。
42	横田基地は、観光促進や物流拠点として民間旅客機利用交渉を進めるため、都や周辺自治体と連携を図り、取り組む必要がある。	なし	横田基地に関しては、安全保障に関する事項であり、国の専管事項です。 毎年、防衛施設周辺整備全国協議会および市長会を通じて横田基地周辺の生活環境の改善や騒音対策等の推進については、国等に要望しており、今後も引き続き周辺自治体と連携し、安全で安心できる住民生活を守るため、適切な対応を継続してまいります。
43	青梅駅周辺地区に商業・住宅施設のほか集客施設(例：市民センター、図書館、保育所、ミニ映画館、保健医療施設、モーターボート競走場外発売場など)を集約立地させ、コンパクトであっても都市拠点を形成することが必要。	なし	中心市街地活性化基本計画にもとづき、青梅駅前地区(本町地区約0.5ha)での民間による第一種市街地再開発事業として、商業・住宅・駐車場・公共公益施設等の整備を検討しております。
44	上記(青梅駅周辺)地区をどのようにしたいのか、しっかりしたコンセプトのもと民間事業者と協力し、情報発信していくことが必要。	なし	青梅駅前地区を含む中心市街地では、市、商工会議所および地域商店会等の出資により設立された株式会社まちづくり青梅が、中心市街地活性化基本計画の目標である「街なか居住の促進」、「経済活力の向上」、「回遊性の向上」という基本的な考え方のもと、民間のノウハウを活用してまちなかの活性化に資する事業の企画・調整・運営などのマネジメントを行っています。 まず、旧青梅街道沿道のまちなか再生のための取り組みとして、空き店舗対策である「アキテンポ不動産」事業を運営し、平成28年度は中心市街地における店舗数が純増して経済活力の向上が図られました。 また、青梅駅周辺の購買環境の魅力を高める「おうめマルシェ」事業を定期的実施し、安全安心な食の提供と商店街のまち歩きによるにぎわい創出に寄与しています。 さらに、デジタルコンテンツを用いたPR事業として、これら自社事業のほか、地域商店会や民間事業者主催のイベント等について、facebookやTwitter等のSNSを活用して即時的に情報発信しております。
45	市民ホールは、特例的な手続きにより速やかにホール建設に着手すべき。	なし	市役所臨時駐車場及び健康センター・旧教育センター・福祉センターが立地している土地を対象として、「東青梅1丁目地内諸事業用地等利活用構想」を策定いたしました。本構想にもとづき、民間の力を活用し、市の負担を最小限にしたホール等複合施設の建設について、検討を進めてまいります。
46	生涯学習施設のホールは、一定規模を確保することが望まれる。	なし	新生涯学習施設(仮称)については、平成28年度から平成29年度にかけて基本計画・基本設計を行い、その後実施設計を行いました。 その中で、市民からのパブリックコメントを踏まえ、多目的ホールを収容人員271人として計画しました。 なお、建設工事は平成30年度に施工し、平成31年度に開館する予定です。
47	民間との災害協定の拡充	なし	民間との災害応援協定は、34団体と25の協定を締結しており(平成29年4月27日現在)、今後も協定締結を進めていきます。
48	各種団体と連携した対応マニュアルの整備	あり	<b>視点1・(7) 災害への対応・避難所運営マニュアルにもとづく訓練の実施</b>
49	富士山噴火による降灰被害に対する市民対応マニュアルの整備	あり	<b>視点1・(7) 災害への対応・防災ハンドブックの更新</b>
50	消防活動困難区域での建築基準法の接道義務の実効性確保や道路不法占拠の排除に関し、市が主導する形で関係機関と連携し、問題解決に取り組む必要がある。	あり	<b>視点1・(7) 災害への対応・消防活動における支障の排除</b>

「青梅市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成34年度)の策定に向けた提言」に対する行革推進プラン対応一覧

No.	提言内容	掲載の有無	【掲載あり】…取組項目名称 【掲載なし】…現在の取組内容等
51	大型物流倉庫が立地する場合は、消防活動に支障が無いよう建物のみならず敷地内の道路も含めた防火対策を講ずるよう指導等に取り組む必要がある。	なし	<p>大型物流倉庫の建設に当たりましては、特定行政庁である東京都や東京消防庁が、建築確認の手続きの中で、建物の構造や敷地の通路など防火対策について、建築基準法や消防法などの法令にもとづく指導を行っております。</p> <p>また、市としましても、高さが10メートルを超える中高層建築物につきましては、開発行為等の基準および手続きに関する条例にもとづき、事業者と消防水利や接続道路などについて協議を行っております。</p> <p>現在、市内で計画されている大型物流倉庫につきましても、このような手続きを行っており、市としましても、消火活動に支障のないよう事業者と協議を進めております。</p>
52	災害発生時に市民からスマートフォンなどで画像等の情報をリアルタイムで収集するための仕組みづくりが必要。	なし	<p>平成29年度から、青梅市公式ツイッターの運用を開始し、市民等へのフォロワー（閲覧）登録を呼び掛けています。</p> <p>また、国立研究開発法人情報通信機構が提供する「DISAANA対災害SNS情報分析システム」では、市民等がツイート（投稿）している内容から、「大雨」、「浸水」などのキーワード検索で、青梅市内の情報を収集することが可能となっていることから、このシステムを活用してまいります。</p> <p>なお、市として、「仕組みづくり」を行うためには、技術的課題があります。</p>
53	スマートフォンを活用した出産・育児の情報提供、医療費削減に向けて広域連携による「健康ポイント制度」の導入など検討すべき。	あり	<b>視点1・(5) 子育てしやすい魅力的なまちづくり・「おうめ版子育てアプリ」の導入</b>
54	行政が持つデータを情報通信技術で利用できる形（CSV、XML形式など）で民間に開放し、より質の高いアイデアを民間の力で生み出してもらい、その仕組みを利用することで市民サービスの向上と業務の効率化、新しい市民サービスを創出することが必要。	あり	<b>視点1・(8) 市民に必要な情報の活用と発信・データの公開促進</b>
55	観光情報等に対する情報発信力が弱く、市のイメージも「高齢者のまち」が定着していることから、プラスの方向で情報を効果的に発信し、メディアを上手に活用して、アピールしていくことが必要。	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報おうめ」だけではなく、青梅市ホームページに動画チャンネルや子どもポータルを掲載し、幅広い年齢層への情報発信に努めております。</li> <li>・平成26年度から青梅市カレンダーを作成して市内外に配布するほか、平成27年度に青梅市親善大使、28年度に青梅市公式キャラクターを設置し、市の魅力発信やイメージアップに努めております。</li> <li>・平成29年度から、青梅市公式ツイッターの運用を開始し、SNSを活用した情報発信力の強化に努めております。</li> <li>・報道機関への情報提供については、時宜を得て発信しております。</li> </ul>
56	要介護にならないための介護予防活動の周知に取り組む。	なし	<p>介護予防・日常生活支援総合事業として、次の2事業を実施するとともに、その周知に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・生活支援サービス事業</li> </ul> <p>要支援認定者およびそれに近い方には、介護保険事業所や柔道整復師会の接骨院による身体機能の改善に向けたサービスを提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般介護予防事業</li> </ul> <p>自主的介護予防活動のための介護予防リーダーの育成、介護予防の普及・啓発</p>
57	実力主義に則った人事評価制度にすべき。	なし	<p>人事評価については、業績、態度および能力にもとづき評価を行い、評価結果は勤勉手当および昇給に反映しております。</p> <p>また、毎年度、管理職に対して、評価者研修を外部から講師を招いて実施しており、公平公正な人事評価を行っております。</p>
58	主任・副主査の組織的な位置づけを明確にし、時間をかけても主任・副主査の総数を大幅（概ね係長・主査の総数以下）に減らし、総数の適正化を図るべき。	なし	<p>主任、副主査の設置理由は、職員の士気の高揚と公務能率の一層の向上を図るため設置したものであります。</p> <p>また、主任および副主査については、「青梅市事務分掌規則」によって職務を定めており、「青梅市人事評価実施規程」において主任は、予算要求書の作成支援、政策立案支援および職場の指導的役割などを担うとし、係員と比べ、より高い能力と職務能率が求められております。</p> <p>主任および副主査は、係長職など上位の職位へ昇任する上での前提となる役職であり、職場において、リーダーシップを発揮するなどモチベーション向上に繋がっており、職員の人材育成の側面からも効果があるものと評価しております。</p>

「青梅市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成34年度)の策定に向けた提言」に対する行革推進プラン対応一覧

No.	提 言 内 容	掲載の有無	【掲載あり】…取組項目名称 【掲載なし】…現在の取組内容等
59	市民センターについては、窓口業務に留まらず、地域に積極的に関わっていく形で、今後もその機能を充実していく必要がある。	なし	地域に密着した便利な市民センターとするため、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書、納税証明書等の発行をはじめ、ごみカレンダーの配布、ボランティア袋の配布等各課と市民とのパイプ役として努めると共に、地域コミュニティの活動拠点として地域団体（支会、青少対、消防団、老荘大学、遺族会等）の事務局として活動支援を行っております。
60	過度な時間外勤務の抑制や職員の健康管理のためにも、職員提案などを通じ仕事のやり方そのものを見直し、行政サービスを低下させることなく業務量を削減する必要がある。	なし	ノー残業デー（毎週水曜日）、ノー残業デーの拡大（5月1日から9月30日までの水曜日以外）およびノー残業ウィーク（8月14日から8月20日まで）を実施しております。 また、時間外勤務の状況により、時間外勤務状況報告書の作成や月別、四半期ごとの状況を経営会議に報告しております。 さらに、職員提案を受けて、プロジェクトチームを立ち上げ、次の4項目を「時間外勤務における縮減対策」として、平成29年4月から実施しております。 (1) 消灯時間を午後10時に設定する。 (2) 土日、祝祭日における本庁舎内への入退出を管理する。 (3) 時間外申請における理由を明確化する。 (4) 繁忙期においては、臨時職員を活用する。
61	各課の業務量を的確に把握し、再任用職員を含めて、職員のワークライフバランスや安全衛生面に配慮し、業務量に応じた適正な人員配置とするべき。	あり	<b>視点2・(2) 適正な定員管理等の推進・適正な定員管理の推進</b>
62	新規採用だけでなく、中途採用をもっと積極的に行うことや、子育てが終わった女性や高齢者を活用するなど様々な手立てを考える必要がある。	なし	平成28年度の職員採用試験では、民間経験者等が受験出来るよう、一般事務の募集年齢の上限を26歳から27歳に、平成29年度の職員採用試験では、保健師の募集年齢の上限を34歳から40歳に上げました。 また、採用案内には、女性活躍推進の観点から休暇制度や子育て支援制度について掲載し、人材確保に努めました。
63	職員の採用時から退職時までの人材育成計画を作成し、研修・評価制度を充実すべき。	あり	<b>視点2・(3) 職員の採用と人材育成等の推進・青梅市人材育成基本方針の策定</b>
64	女性の活躍を推進するため、管理職（部長職・課長職）へ積極的に登用すべき。	あり	<b>視点2・(3) 職員の採用と人材育成等の推進・女性職員の管理職への登用</b>
65	市政（行政事務）を担う上で、各分野の専門知識・ノウハウを持った人材の確保においては、嘱託、外部委託、委員会委員等の様々な方法により、積極的に外部人材を活用していく必要がある。	なし	平成28年4月1日付けで、特定任期付職員として弁護士を採用し、法律的課題に対する相談、協力および処理に関する事、その他高度の専門知識を必要とする法務事務の処理に関する事等の事務を行っております。
66	職員の倫理保持のためのルール作りを行う必要がある。	あり	<b>視点2・(3) 職員の採用と人材育成等の推進・公務員倫理研修の実施</b>
67	市が管理する公共の建築物・土木施設にかかる必要性・老朽度の総点検、施設再編のあり方、運営管理方法、再整備などの総合的な検討を行うよう、長期的視点から引き続き推進していく必要がある。	あり	<b>視点3・(1) 財政運営の効率化・青梅市公共施設等総合管理計画の推進</b>
68	民間と競合すると思われる市営住宅が今のまま必要か、他施設への転用可能かなど検討する必要がある。	あり	<b>視点3・(1) 財政運営の効率化・用途廃止住宅用地の利活用の推進</b>
69	小・中学校については、小規模な学校をそのまま残してよいのか議論することが必要。	あり	<b>視点3・(1) 財政運営の効率化・青梅市立学校規模適正化の検討</b>
70	保育所は、社会福祉法人が運営しているが、建替え・改修については、地域の人口動向、需要性に重きを置き、縮小していくようなところには金をかけないような調整する仕組みが必要であり、行政がしっかり関与していくべき。	あり	<b>視点3・(1) 財政運営の効率化・民間保育所整備事業の効果的な実施</b>

「青梅市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成34年度)の策定に向けた提言」に対する行革推進プラン対応一覧

No.	提言内容	掲載の有無	【掲載あり】…取組項目名称 【掲載なし】…現在の取組内容等
71	市内民間企業の給与水準実態調査の実施とこれを考慮した職員給与水準の抜本的な見直しに取り組むべき。	なし	平成28年10月14日付け総務副大臣通知によれば、「人事委員会を置いていない市および町村においては、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に適切な対応を行うこと」になっております。青梅市においては、人事院勧告を踏まえ、東京都人事委員会勧告に準拠していることから、適正な給与水準にあるものと判断しておりますことから、市内民間企業の給与水準実態調査の実施については考えておりません。
72	給料表の全般的な見直しや昇給停止年齢の引き下げを検討する必要がある。	なし	給料表の見直しについては、毎年、人事院勧告および東京都人事委員会の勧告にもとづき実施しており、昇給停止年齢や職務給についても国や東京都の状況を踏まえて見直しを行っております。
73	技能労務職の民間委託化等の検討をすべき。	なし	技能労務職については、「現業あり方検討委員会」を設置し、今後の技能労務職のあり方について、民間への委託などを含め、様々な角度から検討しております。職員組合とも引き続き協議を行いながら、技能労務職のあり方について、引き続き検討してまいります。
74	必要性が乏しく、かつ、暫定利用による収益性の低い土地（市有地）は、財源確保のために売却を推進すべき。	あり	<b>視点3・(2)財源確保の対策・未利用市有地の有効活用等の促進</b>
75	必要性があっても、当面本来的な利用目的に供さない土地については、暫定利用の用途・形態を適宜見直し、収益性を高める必要がある。	あり	<b>視点3・(2)財源確保の対策・未利用市有地の有効活用等の促進</b>
76	無料の行政サービスは多くの財政負担を伴うため、無料とする政策的根拠を再検討する必要がある。	なし	現在、無料としている各種サービスにおいても、時代の経過とともに精査が必要となる例が多いことから、市では「青梅市使用料有料化検討委員会」を組織し、使用料等の見直しや有料化について検討することで、受益者負担および公費負担の適正化を図って参りました。使用料等の見直しや有料化につきましては、今後も関係各課において継続して行って参ります。
77	市税及び介護保険料、保育料、公営住宅使用料、給食費等の不払いや、増加の著しい扶助費に関わる不正受給などに対しては、断固たる措置を講ずる必要がある。	あり	<b>視点3・(2)財源確保の対策・「市税収納率の向上」、「保育料、学童保育所育成料、市営住宅使用料および学校給食費収納率の向上」、「介護保険会計の収支改善」</b>
78	市と保護者との給食費支払い契約や、保育料不払いの場合の給料差し押さえに関する承諾書の導入など必要。	【給食費】 なし	学校給食費については、市の債権名義ではないため、市長名で債権差押え命令を出すことは困難です。学校給食費の公会計化移行後、対応を図りたいと考えます。
		【保育料】 なし	未納額が多い対象者について、「未納の保育料債務の承認および納付誓約書」を（特に翌年度の継続利用時）提出させており、その一文に「計画どおり履行できない場合には、地方税法の滞納処分の例により、私の財産について差押え等の処分を受けても異議ありません。」とあります。
79	悪質なケースでは、原則としてサービスの停止や少額訴訟制度を活用した強制的な債権回収を行うべきである。	あり	<b>視点3・(2)財源確保の対策・保育料、学童保育所育成料、市営住宅使用料および学校給食費収納率の向上</b>
80	企業誘致条例に基づき、圏央道周辺地域での大規模物流施設、青梅旧市街地での商業・生活利便施設などの立地を引き続き積極的に進める必要がある。	あり	<b>視点3・(2)財源確保の対策・企業誘致等の推進</b>
81	誘致活動を活性化する特区申請の検討をすべきである。	なし	商業用施設や物流拠点のための農地転用を規制緩和した農地法の政令改正が閣議決定されたところではありますが、三大首都圏の市域は除かれることから、圏央道青梅インター周辺地域の開発は先行き不透明な状況にあります。引き続き、誘致活動、特区申請については関係部署と協議するとともに、周辺環境の変化に柔軟に対応できるよう今後の動向に注視してまいります。
82	ポートレース多摩川は、入場者数の減少により施設を一部閉鎖していることから、施設会社と使用面積に応じた施設借上料の減額に向けて交渉を進めるべき。	なし	施設を借上げて運営している競走場については、現在、6つの競走場があります。施設借上料の契約については、売上に対して一定の率を乗じて算定しており、借上げを行っている他場も同様の状況にあります。現状では、1つの場が単独で施設会社と使用面積に応じた施設借上料の減額交渉の取組は、困難と考えております。今後は、他の競走場の動向に注視し他場と連携を図りながら、施設借上料の減額の方法を模索していきたいと考えます。



「青梅市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成34年度)の策定に向けた提言」に対する行革推進プラン対応一覧

No.	提 言 内 容	掲載の有無	【掲載あり】…取組項目名称 【掲載なし】…現在の取組内容等
83	<p>売上の一定割合を船舶等振興機関（日本財団）、モーターボート競走会、地方公共団体金融機構へ交付・納付しなければならないことから、他の施行者と協力し、少しでも減らすべく法改正等に向けて努力することが必要。</p>	なし	<p>モーターボート競走法第25条交付金は、当初、昭和32年度の法改正において、法第19条交付金として設置され、1回の開催による売上金額に応じて、売上の1.0%から1.7%を、全国モーターボート競走会連合会に交付することになりました。</p> <p>また、昭和37年度の法改正において、既存の法第19条第1号交付金に、新たに第2号交付金が追加され、第1号交付金については、1回の開催による売上金額に応じて、売上の1.0%から1.7%、第2号交付金については、1回の開催による売上金額に応じて、売上の原則0.6%から1.7%を、日本船舶振興会に交付することになりました。その後、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」によって、国土交通省に設置されたモーターボート競走事業活性化検討委員会が平成18年7月にまとめた「KYOTEI・ルネッサンス・プラン」において、法第19条第1号および第2号交付金の見直しについて検討が行われました。</p> <p>その結果、売上額の少ない施行者の負担を軽減するため、平成19年度に法改正が行われ、法第25条となり、第1号交付金については、1回の開催による売上金に応じて、売上の0.4%から1.7%、第2号交付金については、1回の開催による売上金に応じて、売上の原則0.8%から1.7%にするなどの交付基準の見直しが行われ、現在に至っております。</p> <p>なお、平成19年度の法改正以降、全国モーターボート競走施行者協議会の中で、交付金の改善要望の検討は行われておりません。</p> <p>また、地方公共団体金融機構納付金については、地方公共団体が行う公営競技の収益の均てん化を図ることを目的として昭和45年に創設され、その収益の一部を公営競技実施団体より地方公共団体健全化基金に積み立てて、その運用収益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しています。この金融機構納付金は、地方財政法附則第32条の2および地方財政法施行令附則第2条にもとづき算出しております。この制度に係る要望については、全国モーターボート競走施行者協議会を通じて納付額の減額を要望してきましたが、平成26年度に総務省から現行納付額の10%の減額となる改正案が提示されたことに対し、さらなる減額の要望書を提出したところ、平成28年度納付額から20%引き下げられ、現在はその金額を納付しております。</p>